

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第7条 略 2 県の委員会は、証紙の交付をしたときは、証紙交付票に交付年月日及び交付枚数を記入し、かつ、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、交付した証紙が、ピラの証紙にあっては法第142条第1項第1号、第2号若しくは第3号又は第2項に規定する枚数に達したとき、ポスターの証紙にあっては法第144条第1項第1号に規定する枚数に達したときは、証紙交付票は、返さないものとする。	第7条 略 2 県の委員会は、証紙の交付をしたときは、証紙交付票に交付年月日及び交付枚数を記入し、かつ、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、交付した証紙が、ピラの証紙にあっては法第142条第1項1号若しくは第2号又は第2項に規定する枚数に達したとき、ポスターの証紙にあっては法第144条第1項第1号に規定する枚数に達したときは、証紙交付票は、返さないものとする。

附 則

この規則は、平成19年3月22日から施行する。